

# 専門職の倫理—プロフェッショナリズム その期待と責務—

## 2 医師の立場から

杏林大学医学部総合医療学教室 野村 英樹

西洋において医師は、法曹および神職と並び、プロフェッションのプロトタイプとされている。プロフェッションの語源である profess は「(神に対して信仰を)告白・宣言する」という意味の動詞であったが、現代では「社会に対して宣言・公約する」者の有機的集合体がプロフェッションである。何を宣言するのかは、受けられる側である社会のニーズによって変化してきたが、医師の場合、人々を分け隔てなく病の苦しみからできる限り開放することが核であることに変わりはなく、医師の集合体としてこの宣言の履行を保証する仕組みを有している。

翻って我が国でも、医師に対する社会のニーズの核は同じである。ただし、日本には医師全員加盟の組織はなく、また専門医制度もようやく整備が始まったところであり、医師が提供するサービスの質の保証は専ら個人の努力と医師免許に関する行政処分の枠組みに依存している状況である。

日本医学教育学会倫理・プロフェッショナリズム委員会では、

過去6年の間に、医師のプロフェッショナリズムのあり方について検討を重ねてきた。プロフェッショナリズムの定義は西洋に数多く存在するが、医師に相応しい具体的な行動のリストとして規定したものと、共有する価値観のリストを挙げたもの、および両者を併記したものに大別される。しかし我々はより深く掘り下げ、職業上の道徳も、ヒトという生物に進化の過程で備わった6つの道徳的直観(保護、公正、内集団、権威、神聖、自由)の中で、どれを最も重視するのかによって規定されると考えている。内集団や権威の道徳的直観を重視すべき職業も存在するものの、医師が最も重視すべきは現在および将来の病人を保護したいという道徳的直観であり、次いで公正、三番目に自由であろう。その点で、内集団や権威の道徳的直観を重視する武士道は医師の職業道徳として相応しくないと考えている。

他の専門職の皆さまのご意見をお伺いしたい。

# 専門職の倫理—プロフェッショナリズム その期待と責務—

## 3 弁護士の立場から

河内法律事務所 河内 尚明

1. PTの業務は、「人」のADL・QOLを専門知識・経験と技術をもって助ける広義の医療であり、医師・弁護士・宗教家と同様に狭義のプロフェッションである。

留意すべきは、単なる専門性ある業務ということだけではなく、「人」の不利益の支援・利益のための専門業務であることであり、それ故に、より重い意義があるとともに、恣意は許されず倫理性が当然に要求されることである。

2. 弁護士の業務も、同様に専門性を持って、社会にある「人」=クライアントのために活動するものであることから、伝統的に、自らの職責と意義を自覚し、プライドを持ち、倫理性を保持しようとの内発的動機付けの重要性が強調され、実行されてきた歴史がある。

この倫理性を備えた専門家としての活動の積み重ねがあって、弁護士に対する一定程度の信頼と社会的評価が獲得されてきた。そして、この信頼と評価は、更に各人の意義・プライドの自覚の「外発的動機づけ」となり、それが倫理性保持を促す内発的動機づ

けになるという循環で、概ね倫理性が保持できてきた歴史的な経過がある。

3. ところが近年になり、弁護士人口が増え、社会・業務が多様化し競争化するにつれて、個々の弁護士の自律にばかりに頼れない状況が生じ、弁護士会が集団として、倫理を客観・標準化した倫理規定を定めその遵守と違反に対する懲戒等の規制を定めるようになった。

職業集団として自律性を促し、倫理性の自律サイクルを、なんとか保持・機能させようとの目的からの、一種の他律的な自律促進取組である。

4. しかし、個々人の、職業・専門性の持つ意義と機能と役割を自己認識・積極評価し、自律規制をするという内発的動機付けがなければ、倫理性が守られ実行されること大きく期待出来ないことはいままでもない。この内発的動機付けが絶対的必要条件であり、守ろうとすることが十分条件である。いくら強調されてもよいと考えられる。